

学校いじめ防止基本方針

小金井市立小金井第四小学校

1 はじめに

本校は、「お互いの立場やよさを認め、温かい心で支え合う思いやりのある子の育成」を学校経営方針として、心身ともに健康で、他人の痛みや苦しみが分かる人間性のある児童を育てることを目指している。

そのために、すべての児童が安全で安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組むことのできるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備する。また、いじめの未然防止を第一義的に図りながら、いじめの早期発見に取り組む。

いじめ防止対策推進法の施行を受け、第13条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務づけられており、本校の児童一人一人が安心した学校生活を送ることができるよう、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校の児童に対し、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、これらの行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめについては、「いじめはどの学級にも、どの学校にも起こりうる」という基本認識に立ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

3 いじめの未然防止

《学校全体》

- ・ 全校朝会等で校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、児童が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・ あいさつ運動やふれあい月間は、学校全体で取り組む。
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。（例えば、代表委員会によるいじめ撲滅のスローガンやあいさつ運動の取り組みなど）
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を年3回行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。

- ・ 児童がいつでも誰にでも相談できる校内相談体制の充実を図る。
- ・ セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等でネット上のいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・ 「いじめ問題」の解決に向け、学校・家庭・地域の連携の必要性を、学校便り、道徳授業地区公開講座、学校運営連絡会等で伝え、理解と協力をお願いする。

《学級担任等》

- ・ 「いじめは絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ 児童一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。
- ・ 児童が学級のルールを守ることができるよう、規範意識の醸成に努める。
- ・ 分かる・できる・活かす授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や充実感をもてる授業づくりを進める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。
- ・ いじめに関する授業を道徳の時間や特別活動において、毎学期始めに実施する。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 学年による打ち合わせを密に行い、学年間の共通理解に努め、同じ意識をもって児童の指導にあたる。

4 早期発見のための措置

- ・ 効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取り組みでいじめ等の実態を把握する。
- ・ 5年児童全員に対し、スクールカウンセラーによる面接を行う。
- ・ いじめ発見のチェックシートを活用し、児童の状況観察を適宜行う。
- ・ いじめに関するアンケート調査を実施し、その結果を「いじめ対策委員会」で分析して、学校としての対応や取組を協議する。また、調査結果による担任と児童との二者面談を実施する。
- ・ 児童及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。
- ・ 全教職員で、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを共有する場を設ける。(休み時間・放課後の児童との雑談や行動観察、日記等を活用等)
- ・ 個人面談の機会を活用し、保護者からも情報を収集する。

5 いじめに対する措置

(1) 早期対応

校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特活主任とする。また、必要に応じて関係学年及び学級担任等が加わるものとする。

- ① 「いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する
 - ・ いじめの情報を受けたときは、「いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。
 - ・ 把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。
- ② 被害児童、加害児童、周囲の児童への指導・支援体制を組む
 - ・ 被害児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
 - ・ 加害児童に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。
 - ・ いじめを報告した児童の安全を確保するための取組を徹底する。
- ③ 教育委員会・関係機関との連携を進める
 - ・ 「いじめ対策委員会」を通じて、小金井市教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
 - ・ 「いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。
- ④ 保護者・地域と連携して早期解決に向け協力を依頼する
 - ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - ・ P T Aと連携したり、地域の方々に協力を依頼したりする等の具体的な取組を通して、保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を児童に与える。

（２）重大事態への対処

① 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。

また、「いじめにより児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」も含まれる。事案により学校が判断する。

さらに、児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合も含まれる。

② 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、小金井市教育委員会に重大事態の発生を速やかに報告し、教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。また、いじめ対策委員会により、事実関係を明確にするための調査や該当児童、保護者等への対応等にあたる。

6 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

